

大分県立看護科学大学学則

平成18年4月1日
規程第 1 号

目 次

第1章	総則（第1条～第10条）
第2章	学年、学期及び休業日（第11条～第13条）
第3章	修業年限及び在学年限（第14条・第15条）
第4章	教育課程及び履修方法等（第16条～第23条）
第5章	入学、再入学、休学、復学、転学、留学、退学及び除籍（第24条～第34条）
第6章	進級、卒業及び学士（第35条～第37条）
第7章	科目等履修生、聴講生、研究生及び外国人特別学生（第38条～第40条）
第8章	公開講座等（第41条）
第9章	入学料及び授業料等（第42条）
第10章	賞罰（第43条・第44条）
第11章	雑則（第45条）
附則	

第1章 総則

（目的）

第1条 大分県立看護科学大学(以下「本学」という。)は、看護に関する高等専門教育、学術研究及び国際交流を通じて、生命の尊厳と倫理観を基盤とし、科学的視野に富み、及び社会の要請にこたえることのできる心豊かな人材を育成し、もって地域社会における保健医療及び福祉の向上並びに我が国の看護学の進展に貢献することを目的とする。

（構成）

第2条 本学に、看護学部を置く。

2 看護学部の学科、入学定員及び総定員は、次のとおりとする。

- 一 学 科 看護学科
- 二 入 学 定 員 80人
- 三 総 定 員 320人

第3条 本学に、大学院を置く。

2 大学院に、看護学研究科を置く。

3 大学院に関し必要な事項は、別に定める。

（職員）

第4条 本学に、次の職員を置く。

- 一 学長
- 二 教授
- 三 准教授
- 四 講師
- 五 助教
- 六 助手
- 七 事務職員
- 八 その他の職員

（学長）

第4条の2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(教員組織)

第5条 本学に、教育研究上の目的を達成するため、講座を置く。

2 講座に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第6条 本学に、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

(附属施設)

第7条 本学に、附属図書館及び看護研究交流センターを置く。

2 附属図書館及び看護研究交流センターに関し必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第8条 本学に、教授会を置く。

2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会)

第9条 本学の円滑な管理運営を図るため、委員会を置く。

2 委員会に関し必要な事項は別に定める。

(自己評価等)

第10条 本学は、教育研究水準の向上を図り、第1条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価(以下「自己評価」という。)を行うものとする。

2 自己評価に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 学年、学期及び休業日

(学年)

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第12条 学年を分けて、次の2学期とする。

- 一 前期 4月1日から9月30日まで
- 二 後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第13条 休業日は、次のとおりとする。ただし、学長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- 三 開学記念日
- 四 春期休業日 3月1日から4月7日まで
- 五 夏期休業日 7月21日から9月5日まで
- 六 冬期休業日 12月24日から翌年1月7日まで

2 前項に定める休業日のほか、学長は、臨時に休業日を定めることができる。

第3章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第14条 本学の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第15条 学生は、8年を超えて在学することはできない。

第4章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第16条 授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

(履修単位)

第17条 学生は、別表に定めるところにより135単位以上を修得しなければならない。

(単位の計算方法)

第18条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、授業の方法に応じて、次の基準によるものとする。

- 一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(単位の授与)

第19条 授業科目を履修し、試験その他の審査により合格した者には、所定の単位を与えるものとする。

(成績の評価)

第20条 授業科目の成績の評価は、S、A、B、C及びDの評語をもって表し、S、A、B及びCを合格とする。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第21条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより、他の大学、短期大学又は高等専門学校において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第22条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(第38条の規定により修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて30単位を超えないものとする。

(履修方法等)

第23条 この章に定めるもののほか、履修に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 入学、再入学、休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

(入学の時期)

第24条 入学の時期は、学年の初めとする。

(入学資格)

第25条 本学に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- 三 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- 四 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 五 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 六 文部科学大臣の指定した者
- 七 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- 八 学校教育法(昭和22年法律第26号)第56条第2項の規定により他の大学に入学した者であって、本大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- 九 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学の出願)

第26条 本学への入学を志願する者は、別に定める期間内に、所定の入学願書に入学考査料及び別に定める書類を添えて提出しなければならない。

(入学者の選考)

第27条 前条に規定する入学志願者に対しては、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第28条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、別に定める期日までに、別に定める書類を提出し、入学金を納付しなければならない。

2 学長は、前項に規定する入学手続を完了した者に対して入学を許可する。

(再入学)

第29条 本学に再入学することのできる者は、第33条の規定により本学を退学した者で再び入学を志願するものとする。

2 学長は、再入学志願者に対し、選考のうえ、相当と認める年次に入学を許可することができる。

3 再入学の時期は、第24条の規定にかかわらず、学期の初めとする。

4 その他再入学について必要な事項は、別に定める。

(休学及び復学)

第30条 学生が疾病その他の理由により、引き続き3月以上修学することができないときは、学長の許可を受けて休学することができる。

2 学長は、疾病のため修学することが適当でないと認められる学生に対して、休学を命ずることができる。

3 休学期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別な事情があるときは、学長の許可を受けて、1年の範囲内で期間を延長することができる。

4 休学期間は、通算して4年を超えることはできない。

5 休学期間は、第15条及び第29条第3項に規定する在学年限に算入しない。

6 休学期間中に当該理由がなくなったときは、学長の許可を受けて復学することができる。

7 その他休学及び復学について必要な事項は、別に定める。

(転学)

第31条 学生が他の大学への転学を志願しようとするときは、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第32条 学生が外国の大学への留学を志願しようとするときは、学長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けて留学した期間は、第14条の修業年限及び第15条に規定する在学年限に含めることができる。
- 3 第21条の規定は、留学について準用する。

(退学)

第33条 学生が退学しようとするときは、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第34条 学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、学長は、教授会の議を経て、除籍する。

- 一 第15条又は第29条第3項に規定する在学年限を超えたとき。
- 二 第30条第4項に規定する休学期間を超えたとき。
- 三 授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しないとき。
- 四 長期間にわたり行方不明のとき。

第6章 進級、卒業及び学士

(進級)

第35条 第2学年次において、第3学年への進級試験を実施し、進級の判定を行う。

- 2 進級に関し必要な事項は、別に定める。

(卒業)

第36条 第14条の修業年限以上在学し、第17条に定める単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

- 2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(学士)

第37条 卒業した者に、学士(看護学)の学位を授与する。

第7章 科目等履修生、聴講生、研究生及び外国人特別学生

(科目等履修生及び聴講生)

第38条 本学において特定の授業科目を履修又は聴講することを志願する者があるときは、学長は、教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ科目等履修生又は聴講生として許可することができる。

- 2 科目等履修生及び聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第39条 本学において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、学長は、教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ研究生として許可することができる。

- 2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人特別学生)

第40条 外国人で、本学において教育を受ける目的で入国し、本学に入学を志願する者があるときは、学長は、外国人特別学生として許可することができる。

- 2 外国人特別学生に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 公開講座等

(公開講座等)

第41条 地域における健康と福祉の向上に資するため、公開講座等を設けることができる。

第9章 入学料及び授業料等

(入学料及び授業料等)

第42条 入学考査料、入学料、授業料、証明料、公開講座講習料及び手数料の額並びに徴収方法に関し必要な事項は、別に定める。

第10章 賞罰

(表彰)

第43条 学生として表彰に値する行為があった者に対して、学長は、教授会の議を経て、表彰することができる。

(懲戒)

第44条 この規程その他学生に関する規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者に対して、学長は、教授会の議を経て、懲戒することができる。

- 2 前項の懲戒は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当した学生に対して行う。
 - 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - 二 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者
 - 三 正当な理由なくして、修業の実のない者
 - 四 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第11章 雑則

(委任)

第45条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成18年3月31日に在学する者の第16条及び第17条に係る別表は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成29年4月1日から施行する。